

令和6年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和6年10月24日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和6年10月24日

東京都教育委員会第16回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第272号議案

「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」について

第273号議案

令和7年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

第274号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 請願について

(2) 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画（素案）」について

(3) （仮称）子供・若者体験活動施設 事業構想（案）について

(4) 高校生いじめ防止協議会について

(5) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項に基づく報告について

教 育 長	坂 本 雅 彦
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純
委 員	萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	坂 本 雅 彦
次長	猪 口 太 一
教育監	瀧 沢 佳 宏
総務部長	岩 野 恵 子
都立学校教育部長	村 西 紀 章
地域教育支援部長	山 本 謙 治
指導部長	山 田 道 人
人事部長	吉 村 美 貴 子
高校改革推進担当部長	猪 倉 雅 生
特別支援教育推進担当部長	中 西 正 樹
指導推進担当部長	市 川 茂
(書 記) 総務部教育政策担当課長	千 葉 かおり

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和6年第16回定例会を開会します。

開会に当たり、私から一言挨拶を申し上げます。浜教育長の後任として、令和6年10月15日付けで教育長に就任した坂本雅彦です。本日より、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、議事の進行等を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

委員の出欠状況ですが、本日、北村委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、教育新聞社ほか3社からの取材と、11名の傍聴の申込みがありました。また、教育新聞社ほか3社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。また、誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮原委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 9月19日の令和6年第14回定例会議事録については、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

では、9月19日の令和6年第14回定例会議事録については承認いただきました。

次に、10月3日の臨時会議事録及び10月10日の令和6年第15回定例会議事録を配付していますので、御覧を頂き、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第274号議案及び報告事項（5）につきましては、人事及び個人情報等に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

報 告

(2) 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画（素案）」について

【教育長】 それでは、最初に報告事項（2）「「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画（素案）」について」の説明を、特別支援教育推進担当部長、よろしくをお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは説明をさせていただきます。報告資料（2）概要版の1ページを御覧ください。

まず、第1部の東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本的な考え方です。平成29年に公表しました特別支援教育推進計画（第二期）は、令和9年度までの11年の長期計画となっており、その中で具体的な取組内容を明らかにするための実施計画を三次に分けて策定しています。本計画の基本理念の実現に向け、四つの方向性に沿って施策を推進しているところですが、現行の第二次実施計画が今年度末で終期を迎えますことから、次の第三次実施計画の策定・公表に向け、このたび素案を策定しました。

次に、2ページを御覧ください。上段には、令和4年3月の第二次実施計画公表後

における国や都の動向について記載しています。左側の、国においては、特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策や、インクルーシブな学校運営モデルの創設の検討など、特別支援教育に係る様々な検討が行われてきました。右側の都におきましては、手話言語条例の施行、デフリンピック大会の開催決定、教育ビジョン（第5次）の策定などの動きがありました。こうした状況の変化に対応した施策を一層推進するための取組を第三次実施計画に盛り込んでいます。

下段におきましては、主な事業を記載していますが、3ページ以降で個別事業案の詳細を記載していますので、そちらで説明をさせていただきます。

それでは、3ページ、第2部の特別支援教育を推進するための個別事業案を御覧ください。

施策の方向性Ⅰは、特別支援学校における取組です。

まず、上段左上の主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実では、個別指導計画を活用した教育の充実、また生徒の実態や進路希望の多様化を踏まえた職業教育の充実に取り組んでまいります。

その下、多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進としましては、今後とも知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれますことから、引き続き学校の新設や増改築などによりまして、教育環境の整備を図ってまいります。

続いて、右側の質の高い教育を支える教育環境の整備・充実では、限られた土地の有効活用と、教育環境の充実の両立を図るために、知的障害特別支援学校の高層化や、一時的な増築棟の設置など、新たな考え方に基づく施設整備の展開を検討してまいります。また、医療的ケア児への支援を充実させるため、引き続き保護者の付添い期間の短縮や、学校看護師の確保に取り組んでまいります。

下段の施策の方向性Ⅱを御覧ください。小・中・高校における特別支援教育の充実です。

左側の小・中学校における取組としましては、特別支援学校のセンター的機能を引き続き活用し、小・中学校における特別支援教育の充実を図ってまいります。また、特別支援教室におきましても、引き続き充実した指導を実現するために、運営指導員等による指導・助言を行うとともに、在籍学級で児童・生徒が安心して過ごせる体制

の充実を図ってまいります。

右側の都立高校における取組としましては、都立高校における発達障害教育の手引きを活用するなど、通級による指導の充実を図るとともに、都立高校に通う発達障害等のある生徒の就労を見据えたキャリア支援プログラムを充実させてまいります。

続いて、4ページを御覧ください。上段の施策の方向性Ⅲは、変化・進展する社会に対応した取組です。

左側の変化する社会において自立して生きるための力の育成では、インクルーシブな教育のさらなる推進を図るために、特別支援学校と高校等の協働による取組を実施してまいります。また、小・中学校において、障害のある児童・生徒の学習支援等を行うインクルーシブ教育支援員の配置を支援してまいります。さらに、特別支援学校への図書館システムの導入により、読書活動の充実を図ってまいります。

右側上段、デジタルを活用した教育活動の展開としましては、デジタル教科書やデジタル教材を活用した効果的な指導方法に関する事例を普及してまいります。

その下、豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進では、デフリンピック大会の開催を契機とした聴覚障害教育の推進と、聴覚障害への理解啓発を図ってまいります。

資料の下段にまいりまして、施策の方向性Ⅳは、特別支援教育を推進する体制の整備・充実です。

専門性の高い教員の確保・育成では、小・中学校と特別支援学校の異校種で人事異動を行っている教員同士の連携を深めるためのネットワークを構築しまして、特別支援教育の専門性向上を通じた人材育成を推進してまいります。

右側の、学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実では、就学に向けた手続の円滑化や、学びの場の柔軟な見直しの手立てを構築するなど、就学相談の機能充実を図ってまいります。

その下、関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進として、特別支援学校の生徒の就職先となる企業開拓を進めるなど、生徒の自立と社会参加に向けた支援に取り組んでまいります。

以上、計画の素案につきましてその概要を説明させていただきました。ただいま説

明申し上げた計画素案の全文につきましては、本日ホームページで公表しまして、広く都民の皆様から意見を募集するとともに、子供の目線に立った施策を推進するために、子供にも分かりやすい計画素案の子供版も併せて公表し、子供たちの意見も募集してまいります。

この子供版につきましても説明申し上げます。

1 ページでは、計画素案の基本的な考え方について分かりやすい表現、振り仮名付きで説明しています。

続く 2 ページと 3 ページでは、個別事業案のうち主なものを取り上げて記載しています。2 ページでは、特別支援学校での取組や小・中・高校での取組など、特別支援教育の充実に向けた様々な取組を記載しています。続く 3 ページでは、社会の変化に対応した取組や、特別支援教育を進める体制づくりについて記載しています。

最後の 4 ページでは、意見の募集に関する説明を記載しています。11月末までの約 1箇月の期間で、都民の皆様から意見を募り、頂いた御意見も踏まえまして、年度内をめどに東京都特別支援教育推進計画（第二期）の第三次実施計画を策定・公表していきたいと考えています。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 三次計画の素案をありがとうございました。非常に分かりやすくまとめていただいていると思います。ただ、一つだけ検討していただきたいところが、3 ページの多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進のところ、特別支援学校の新設や校舎の増改築等と書いてあります。今、国連から特別支援学校の日本の在り方については勧告を受けているところは、皆さん御存じだと思います。今回のこの取組がその勧告を解決できるような方向性で取り組んでいただければと思います。

それから 2 点目です。

子供たちへのメッセージですけれども、子供たち自身が自分が発達障害であると気付いているかどうか、知っているかどうか、あえてここにあなたは発達障害ですよと

言わなくても分かるメッセージがいいと思いますので、パブリックコメントを聞かれた後に検討していただければと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 委員御指摘の課題認識を踏まえまして、また成案作成に向けて検討してまいりたいと思います。引き続き御指導のほどよろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

では、高橋委員お願いします。

【高橋委員】 すごく丁寧に、上手にまとめられているかなと思いました。私はやはり基本理念も本当にすばらしくて、やはりこの基本理念からしっかり施策を実行していくことが非常に重要ななと思っています。コメントですが、例えば一人一人の能力を最大限に伸ばしていくこと、また本当にすばらしい言葉だと思います。それに対応することを、例えば施策の方向性Ⅰの事業番号1の個別の指導計画を活用した教育の充実は、強くリンクしていると思うのですけれども、そう考えると、特別支援学校だけにとどまるのかということにはなるかと思ひます。やはりこういった分けて考えていかなければいけないというのは本当に十分によく分かっていますが、理念から見て、必要に応じて枠を超えて、理念の実現という意味でこの方向性という、中身が生きていけばなと感じています。

以上です。

【特別支援教育推進担当部長】 概要版ではそこまで書き込むのがバランス的に難しかったのですけれども、子供版、特に2ページ目では、そういった共通して取り組めるようなことにつきましては表示させていただきまして、今、委員のおっしゃった御意見も踏まえまして、また成案作成に向けて検討してまいります。ありがとうございました。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。第三次実施計画の取りまとめをありがとうございます。内容につきましては、またパブリックコメントをしっかりと活用していただいて、ブラッシュアップしていくのかなと思っています。私からは質問というかコメントなのですけれども、このパブリックコメントをしっかりと、特に子

供たちの目線で集めるための何か工夫を考えておられるのかを確認したいです。もし今までどおりということであれば、少し、せつかくいい施策を取りまとめていただいているので、特に当事者であるお子さん、子供たち、そして保護者の皆さんからのしつかりした御意見が集められるような積極的なアプローチをしていただきたいなと思いましてコメントさせていただきます。もし何かやっていたらしゃるのであれば教えてください。

【特別支援教育推進担当部長】 ホームページでは当然分かりやすく答えられるように、すぐリンクできるように、接続できるようにしたいと思っているのと、パブリックコメントの期間中に、実際に特別支援学校に出向きまして、子供たちの意見を直接聞く機会を設けていきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見がないようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(3) (仮称) 子供・若者体験活動施設 事業構想 (案) について

【教育長】 それでは、次に報告事項(3)「(仮称) 子供・若者体験活動施設 事業構想 (案) について」の説明を、地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、報告事項(3) (仮称) 子供・若者体験活動施設 事業構想 (案) について報告をさせていただきます。資料につきましては概要版と本編がありますけれども、本日は概要版にて説明をさせていただきます。

それでは、報告資料3の1ページを御覧ください。

本事業は、現在実施していますユース・プラザ事業に代わりまして、子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創するため新たに構築するものです。

初めに、1 検討の背景です。こちらから説明をさせていただきます。

ユース・プラザは7箇所ありました東京都青年の家を再編・整備しまして、現在区部・多摩地域にそれぞれ1箇所ずつ、計2箇所に設置している社会教育施設です。区部は青少年を中心とした多くの都民の文化・スポーツの拠点として、また多摩地域は

自然環境等を生かした多様な体験活動などの拠点として運営をしています。現在、区部の施設が老朽化していることに加えまして、事業の課題や社会環境の変化を踏まえまして、新たな事業の方向性を検討することとしました。

続きまして、2 ユース・プラザ事業の現状と課題です。

事業目的及び機能ですが、ユース・プラザの目的は青少年の自立と社会性の発達を支援すること及び生涯学習の振興を図ることにありまして、主な機能としては、体験学習の場、主体的活動や交流の場、自立（律）を促す場、ネットワークの拠点の4点を掲げています。

事業内容としましては、主に社会教育事業、貸館事業、宿泊事業で構成されています。

施設は、区部は江東区、多摩地域は八王子市に立地してありまして、事業手法としてPFIを導入しています。

利用状況ですけれども、両施設ともコロナ禍で利用者の減少が見られたものの、宿泊やスポーツ施設がおおむね6割から7割程度まで利用率が回復してありまして、中でも子供・若者の利用割合が高い状況にあります。

一方、課題としましては、区部の施設の一部がしゅん工後48年を経過してありまして、建物全体での経年劣化が進んでいること、また地域クラブ等の団体利用者が多く、そのリピート率が全団体利用の7割から9割と高い状況でありまして、利用者の固定化が見られます。

続きまして、資料の2ページ目、3 外部環境の変化です。社会背景としまして、近年、障害者や日本語を母語としない人口の増加など、子供・若者が多様化している状況にありまして、また子供・若者の成長に重要な体験活動の機会が減少してきています。区部では、東京2020大会を契機にユース・プラザの近隣にスポーツ施設が増加するなど、一部の機能が重複してきている状況もあります。これらを踏まえまして、今後ユース・プラザを新たな事業として構築することとします。

4 （仮称）子供・若者体験活動施設事業についてを御覧ください。新たな事業では、事業対象をこれまでの幅広い都民から多様な子供・若者へシフトし、将来の社会参加に向けたきっかけづくり、また多様性への理解を深める体験ができる機会と場を

提供していきたいと考えています。

コンセプトにつきましては、子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創する施設としまして、その事業目的は、多様な子供・若者に対し、自立や社会参画に向けて支援し育ちを支える及び共生社会の実現に向けた社会的理解の促進の2点とします。

事業の全体像ですが、「多様性への理解促進と自立に向けた体験」ができる事業を中核事業として位置付けまして、貸館事業や宿泊事業を活用するとともに、周辺スポーツ施設等との連携を推進してまいります。また、様々なNPO等が事業運営を行うことを想定してまして、NPOや関係団体間の人材交流などを通じまして、地域の担い手となる人材育成、また地域の活性化にもつなげていくイメージとしています。

次に機能ですけれども、こちらは3点ありまして、子供・若者に多様な体験学習を提供する機能、子供・若者の自主的な活動・交流の機会や場を提供する機能、担い手となる様々なNPO・団体等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供する機能としています。

次に、体験活動内容の検討の視点ですけれども、個人の意欲・能力の観点からそのポテンシャルを見いだす体験、また他者との交流・協働の観点から社会参画に向けた体験の2点をテーマとしまして、プログラムを展開していくことを想定しています。

最後に、今後の進め方ですが、区部の施設につきましては具体的な事業内容のイメージ、施設の在り方、事業手法等につきまして、東京都の各局と連携して検討を進めるとともに、多摩地域の施設につきましては新たな事業の方向性を反映させまして、今後の区部に関する検討状況も踏まえながら具体化を図ってまいりたいと考えています。

また、本事業の新たな名称ですけれども、子供・若者のアイデアを反映できるよう公募しまして、令和7年度に策定予定の区部の基本計画において決定する予定で考えています。本日この事業構想案を公表するとともに、パブリックコメントの受付を開始しまして、都民の方からの御意見も踏まえた上で、改めて事業構想として報告させていただきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見ありますでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ワンパターンで恐縮なのですが、やはりこれも理念が大事だということから考えていくと、例えば4番の体験活動施設の事業について、コンセプトに社会を共創する施設と言ったらいいのですかね、そのとおりだと私も思いますし、事業目的にも共生社会の実現に向けた社会的理解促進、これも少し共創する施設という意味で関係しているのかなと思うのですが、その後の事業全体像や機能を見ていくと、共創や共生社会の実現などの具体的な内容が少し弱いような気がしてきて、その脇の事業全体のイメージも、今回は多様性の理解という、そのことを共創や共生と言っているのだとは思いますが、なかなかこの辺りがつながりとして理解がしにくいと、具体的な事業に落ちていく時に、個別にやはり孤立してしまう気がしますので、この辺りが一つ流れで見えるといいのではないかなと感じたところです。

【地域教育支援部長】 御指摘ありがとうございます。共創は確かに事業目的以下の記載で弱いところがあったかもしれませんが、まずはコンセプトとしては共創、やはりこれは一つキーワードになっています。例えば障害のある方と健常者の方が交わる機会を作る、また既に一部行ってはいますが、ひとり親家庭の子が八王子の施設でキャンプを一緒に行って、なかなか閉じられた、ふだん交流がない中で、都内のある程度広域的なところからひとり親家庭、親御さんも一緒にいらっしゃって、その中で一般の児童の方も交わる、そういった取組も実は既に始めています。そういったことで、多様性、あと困難な状況にある子供・若者の方が利用される中で、一般的な若者というか、そういう状況にない方もいらっしゃいますけれども、そういう方と一緒にいろいろな活動を行うことで、多様性への理解を促進し、共創する意識等を高めていくことを今想定しています。具体的な事業に落とし込んでいく時に、また都庁各局とも連携しながら進めていきたいと思っています。

【高橋委員】 今のお話を伺っていると、要はダイバーシティとインクルージョンというイメージの話だと思うので、そうすると、そのようにしているいろいろこの辺りももう少し豊かに整備できるかなと、多分宮原委員がお詳しい内容になるかなと思うのですが、そのように感じました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 社会参画に向けてということですので、一番大事なのは、地域の方との連携・協力が必要だと思っています。その土地、その地域それぞれの特色等も生かしながら、社会に参画できるプログラムを積極的に行ってほしいです。よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 やはり現状も行っている部分は一部ありますが、NPOや関係団体との連携強化は非常に重要だと考えていまして、あと地域の担い手の方と一緒に施設を作り上げていくというコンセプトは明確に出していきたいと思っています。また、今回一つ入れている意味合いとしては、ボランティアさんも含め、こういった施設でそういった活動をしていただくことで、地域のいろいろな取組の人材の担い手を育成するといいますか、そういったこともこの施設を活用しながら行っていきたいと考えています。

ありがとうございます。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。今までの議論は大変、少し頭の整理ができたと思います。ただ、先ほど高橋委員もおっしゃっていましたが、まだ少しコンセプトが柔らかいかなと思いますので、これから様々な方の御意見を頂きながら、目指すところをどのように実現していくかという中身については、少し議論が必要かなと感じてはいます。

その上で、一つ確認なのですが、今このユース・プラザを使っておられる地域クラブなどの団体の利用が多くてリピート率が高いということでしたけれども、こういったクラブの団体の利用が、このコンセプトでは今のところ少し制限されて、違う使い方をしていきたいというのが意図として入っているのか、今使っている地域クラブの御利用をうまく活用して幾つか取組をやりたいというイメージを持っておられるのか、もう少し教えてもらってもよろしいでしょうか。

【地域教育支援部長】 現時点では、特に区部にはスポーツ施設がありますけれども、利用実態が例えば大学のサークル活動や高校の部活動など、行政が関与しながら

提供する施設で果たしてそれらのウエートが高いのがあるのかどうかという議論がありまして、委員がおっしゃるとおり、今後は一つ大きなコンセプトが、外部環境がいろいろ変わってきていますので、事業対象を今は幅広い都民としているのですが、多様な状況にある子供・若者にシフトしていくということなので、結果的には今の使い方は一部減っていくのかなという想定はしています。ただ、こういったスポーツ施設で、豊かな自然の環境施設でありますので、こういったところを多様な子供・若者が十分活用できるプログラムを多数用意しまして、活用していきたいと考えているところです。

【宮原委員】 もう少し多様な使い方を模索しながら、今使っておられる団体さんも気持ちよくお使いいただけるように工夫をしていただきたいと思います。特に、今伺った中だと、高校の部活動や大学で使っておられるということであれば、部活動の地域移行についても関わってくるかなと思いますので、その辺りは丁寧に御説明をいただきながら、地域団体の皆様には一緒に御活用いただいて、この共創を作っていただきたいと思いました。

【地域教育支援部長】 分かりました。利用率をより高める取組も工夫してまいります。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見がありませんようですので、本件につきましては報告として承りました。

(4) 高校生いじめ防止協議会について

【教育長】 それでは、次に報告事項の(4)「高校生いじめ防止協議会について」の説明を、指導推進担当部長からお願いします。

【指導推進担当部長】 報告資料(4)を御覧ください。高校生いじめ防止協議会について報告します。

本協議会は、学校におけるいじめ防止に関する取組を強化することを目的としまして昨年度から実施しており、今年度が2回目です。昨年度の報告を3月にさせていた

いただいたのですが、委員の皆様からは、当事者である高校生の意見を取り入れるのは非常にすばらしく、この取組を継続してほしいといったお話をいただいているところです。本日は、今年度の開催につきまして報告をさせていただきたいと思います。

まず、高校生委員となる生徒ですけれども、今年度は都立高校6校の10名の生徒で構成をしました。

続きまして、資料中ほど3 事前打合せの様子についてを御覧ください。第1回では、高校生委員の各自が考えるいじめ防止の取組案を協議しました。多くの提案が出される中で、いじめに関して自分たち以外の生徒がどのように考えているか現状を捉えるため、いじめ問題に対するアンケート調査を実施することとなりました。

続いて、第2回ではアンケート調査結果の考察を行いました。困ったことがあった時に誰に相談するかといった質問があるのですが、それに対して、困った時に誰にも相談しないと回答した生徒が8.9%であったことを課題として捉えまして、どのような施策が提案できるのかを協議しました。子供たちが気軽にSOSを出せるようにするための施策として、地域交流やオンラインカウンセリングなどについて意見を交わしたところです。

続いて、第3回ですが、第2回で検討した施策のメリットやデメリットを協議するとともに、自分たちがすべきことに着目して協議をしました。協議では、いじめを見逃さない環境づくりや、いじめを許さない仲間づくり等を積極的に行う必要があるのではないかといった意見が出されました。

これまでのこうした3回の打合せを踏まえまして、協議会ですが、11月2日土曜日に開催をします。高校生委員ですが、現在アンケートの結果を改めて個人で考察するとともに、事前打合せで協議した内容について各自の考えをまとめているところです。当日は自分たちがすべきこと、学校で行ってほしいこと、社会にお願いしたいことの三つの視点について考えを伝え合いまして、都教育委員会に意見書を提出する流れです。なお、当日の内容等につきましては、開催後に改めて委員の皆様へ報告をさせていただきたいと思います。

本日の説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見がありましたらお願い

します。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 非常にいい取組を継続していただいております。11月2日の結果が楽しみです。よろしくをお願いします。

一つ質問ですけれども、今年は2回目ということで、今回、高校生の在籍校は昨年と同じでしょうか。それとも新たな高校でしょうか。

【指導推進担当部長】 資料に掲載した6校なのですが、このうちの2校が昨年と同じ学校があります。ちなみに、王子総合高校、それから白鷗高校については、生徒は違うのですが、同じ学校から生徒が代表として出ています。

【秋山委員】 非常にいい取組ですので、多くの高校生の声を聞いていただきたいので、在籍校が変わっていくのもよろしいかと思いました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問・御意見がありませんから、本件につきましては報告として承りました。

議 案

第272号議案

「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」について

報告事項

(1) 請願について

【教育長】 引き続きまして、第272号議案「「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」について」ですけれども、報告事項(1)「請願について」と関連する内容であるため、一括で説明をお願いしたいと思います。資料は今からお手元にお配りをさせていただきたいと思います。

委員の皆様、お手元には資料は届きましたか。大丈夫でしょうか。

それでは、高校改革推進担当部長から説明をお願いします。

【高校改革推進担当部長】 それでは、私から第272号議案、「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」について説明をします。

本議案は、都立高校における困難を抱える生徒たちの学びや成長を支える学習・教育環境の充実を図ることを目的に、「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」を策定するものです。

本プランにつきましては、8月22日の定例会にプラン（案）を報告し、公表いたしました。その後、9月20日までパブリックコメントを実施し、都民から御意見を頂いたところです。寄せられた御意見につきましては、「主な意見」と「東京都教育委員会の考え方」という形でまとめ、本日参考資料としてお付けしています。また、東京都議会令和6年第3回定例会の文教委員会にプラン（案）を報告しています。

それでは、議案資料「都立高校におけるチャレンジサポートプラン《概要版》」を御覧いただければと思います。

「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」の策定の背景と目的ですが、東京都教育委員会では、「東京都教育ビジョン（第5次）」におきまして、誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実を施策の柱の一つに設定するとともに、令和6年3月に策定した「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム＜令和6年更新版＞」におきまして、具体的な施策を取りまとめるなど、困難を抱える生徒に対する支援にも取り組んでまいりました。

現在、都立高校におきまして、困難を抱える生徒は増加傾向にあり、ニーズも多様化しています。また、困難を抱える生徒が多く在籍する一部の学校では、受入環境の改善が必要なことに加え、困難を抱える生徒に対する支援策の実施に当たりましては、関係者により様々な側面から連携して取り組む必要があります。このような状況を踏まえ、困難を抱える生徒に対する支援の取組を総合的に進め、都立高校における多様な生徒たちの学びや成長を支える学習・教育環境の充実を図ることを目的に、「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」を策定することとしました。

困難を抱える生徒の現状につきまして説明をさせていただきます。都立高校におきましては、不登校経験のある生徒や中途退学を経験した生徒、日本語指導が必要な生徒、発達障害の可能性のある生徒など、困難を抱える生徒が増加しており、それぞれ

の生徒に対して適切な支援を行っていく必要が生じています。また、そうした生徒さんは、特に定時制課程において相対的に多く在籍していますが、一部の定時制課程の学校では生徒の希望やニーズに応え切れていない課題が生じています。

2 ページ目を御覧いただければと思います。こうした現状を踏まえ、本プランでは三つの柱で取組を進めてまいります。

まず1 番目は、「生徒が相談できる体制の充実」です。具体的な取組としまして、都立高校において不登校経験や家庭環境の問題などを相談できる体制の充実や、教室以外に生徒の居場所を作る校内居場所カフェの取組、ヤングケアラーに関する教職員等の理解促進などを進めてまいります。

次に2 番目としまして、「生徒の事情や悩みに応じた適切な支援」です。具体的には、生徒の学び直しのための学習環境の用意、日本語能力が入門レベルの新入生等のための日本語講座の実施、発達障害等のある生徒の就労支援の取組などを進めてまいります。

そして3 番目としまして、「多様な生徒の受入環境の充実」です。具体的には、多様な生徒に幅広く対応できる新たなタイプの学校の開校、不登校経験のある生徒等に適切な環境を用意しているチャレンジスクールの拡大、極端な小規模化により学習環境に課題が生じている一部の夜間定時制課程の募集停止など、学校の再編を進めてまいります。さらに、外国につながる生徒の増加への対応や、多様な生徒の実情に対応した入学者選抜の在り方につきましても検討を進めてまいります。

以上の内容につきまして、本プランの計画期間を令和7年度から令和9年度として取組を進めてまいります。

チャレンジサポートプランの説明は以上です。

引き続きまして、報告事項（1）請願につきまして説明をさせていただければと思います。お手元に資料を配付させていただいています。御覧いただければと思います。

報告資料（1）請願についての1 ページ目を御覧いただければと思います。夜間定時制の閉課程に関する請願が3件提出されています。請願者は、いずれも「小山台高校定時制の廃校に反対する会」、「都立立川高校芙蓉会（定時制同窓会）」及び「立川高校定時制の廃校に反対する会」です。

請願は、「立川高校定時制の募集停止予告の撤回と小山台高校定時制存続を求める請願署名」が2件、「都立夜間定時制高校7校（立川、小山台、桜町、大山、北豊島工科、蔵前工科、葛飾商業）の募集停止計画の撤回を」が1件です。

回答案を御覧いただければと思います。1枚おめくりください。頭に事務局案と書かれているものです。こちらの回答案につきましては、先ほど説明をさせていただきました「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」の内容を踏まえた内容となっており、その審議結果を踏まえてこの回答案を最終的には整理をしたいと考えています。

内容です。「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」では、立川高校夜間定時制課程につきましては令和7年度、小山台高校、桜町高校、大山高校、北豊島工科高校、蔵前工科高校及び葛飾商業高校の夜間定時制課程につきましては令和8年度に生徒募集を停止することとしています。

生徒募集を停止する理由ですが、従来、夜間定時制課程の高校は、昼間に学校に通うことができない勤労青少年の学びの場となっていました。

しかし今日では、学習習慣や生活習慣等に課題がある生徒や、小・中学校時代に不登校を経験した生徒、外国人の生徒など、多様な生徒が在籍するようになっている一方で、勤労青少年につきましては、夜間定時制課程に進学した生徒に占める割合が昭和40年度には88.3%でしたが、そこから大きく低下をしまして、現在在籍生徒に占める割合は令和5年度には約3%となっています。

学級規模の極端な小規模化が進んだ学校では、ホームルーム活動や学校行事などの特別活動が低調となり、集団活動を通じた教育効果も十分に得られないことが懸念されています。このため、困難を抱える生徒の受入環境の充実に向けて、自分のライフスタイルに合わせて午前・午後・夜間の三つの部から選んで入学し、自分のペースで学べ、少人数指導も実施し、相談体制も充実しているチャレンジスクールの規模拡大等を図りつつ、一部の夜間定時制課程につきましては生徒募集を停止し、生徒を適切な環境の学校で受け入れていくこととしました。

なお、現在、夜間定時制課程は41校で開設しており、チャレンジサポートプランでは立川高校、小山台高校、桜町高校、大山高校、北豊島工科高校、蔵前工科高校及び

葛飾商業高校の7校の夜間定時制課程で生徒募集を停止することとし、その他の夜間定時制課程につきましては、引き続き生徒の学びを支援していくこととしています。

以上、事務局にて回答案のとおり、チャレンジサポートプランの決定内容を踏まえまして請願者に回答させていただきたいと思います。

報告事項（1）の説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見がありましたらお願いします。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。やはり、先ほどからの話とも少し似ているのですが、例えば東京都教育施策大綱に、誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育と、このように東京都の理念は掲げられていると思います。このように考えていくと、まずはこれを実現するためにどれだけのどのような手を打っていくのかと考えていくことだと思います。そのように考えていくと、もちろん学校種をどうするか、学校制度をどうするかというものももちろんありますけれども、今はもう問題が様々で複雑になり過ぎていますから、単に学校を用意するだけではなく、きめ細かなサポートや、もっと学校以外の制度もすごく充実させていかなければいけない。こういった中で、僕は総合的に東京の目指す教育を実現していくのだと考えています。細かにはここの回答に説明されているとおりでと思いますけれども、やはり単に学校を作るといった仕組みだけではもはや多様な子供のニーズをカバーしきれないということだと思っていますので、こういうことになるのかなと思いました。やはり今後もどんどん世の中は変わっていきますし、子供のニーズも多様化していきますので、適宜このようなことをしっかり理念を見据えて、改革、改善を図っていくことが重要ではないかと感じたところです。

【高校改革推進担当部長】 今回、チャレンジサポートプランの中で三つの柱で取組という形でやっています、委員からお話がありましたとおり、生徒にそれぞれ向き合いながら相談体制の充実や適切な支援を行うとともに、受入環境の充実も総合的に図ってまいりたいと考えています。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今の高橋委員と内容が重なるかもしれませんが、東京では様々な子供たちに対応できるように、学校、学習環境を用意しています。それは、ここの生徒の現状と課題にある、不登校や発達障害、ヤングケアラーなどの子供たちに対して用意するのではなく、子供たちが、自分にとって必要な支援を選べる仕組みにしていった方がいいのではないのでしょうか。

先ほどの意見と重なりますが、自分はヤングケアラーなのか、発達障害なのか、自分は困難な子供なのかということで選ぶのではなく、このような支援が必要だと、自ら選べるような選択の仕方を表していただきたいと思います。

【高校改革推進担当部長】 今回チャレンジサポートプランの中で様々な支援の内容をまとめさせていただいています。こうした支援の内容をしっかりと周知を図りながら、都立高校は様々な生徒を受け止める環境を作っており、これをしっかりと都立高校全体で受け止めていく形で、周知も図りながら生徒さんを受け止めてまいりたいと考えています。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見がありませんようですので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。一〈異議なし〉一では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

また、報告事項（１）につきまして報告として承りました。

第273号議案

令和7年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

【教育長】 引き続きまして、第273号議案「令和7年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」の説明を、都立学校教育部長からよろしくお願ひします。

【都立学校教育部長】 それでは、私から第273号議案、令和7年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について説明をさせていただきます。

議案資料を御覧ください。

まず、Ⅰ 高等学校の全日制課程についてです。9月19日の定例会で報告をしました。都内公立中学校卒業者の受入分担数につきましては、私立学校との公私合意に基づき、全日制課程各校の具体的な募集人員を策定しています。

(1) 募集概要を御覧ください。令和7年度に募集を行う学校数は167校です。令和6年度からの増減はありません。学級数は1,031学級で8学級の減、募集人員は4万315人で320人の減となっています。

この増減につきまして、具体的な内訳を説明します。(2) 学科改編に伴う募集停止及び募集開始を御覧ください。7月11日の定例会で東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを付議させていただき、その際にも説明していますが、Society 5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクトNext Kogyo START Projectに基づき、六郷工科高校の五つの学科をものづくり工学科に学科改編します。この学科改編に伴いまして、募集停止による5学級の減、募集開始による5学級の増となり、全体では令和6年度と比べて学級数の増減はない形となっています。

続いて(3) 募集学級の増減を御覧ください。これは都内公立中学校卒業予定者数及び学校施設の状況等を踏まえ、募集学級の増減を行うものです。

まず、ア 学級増を御覧ください。令和7年度は合計3校3学級の増を行います。この対象校につきましては、地域のバランス、学校の施設の状況、入学者選抜の状況等を考慮して決定しています。

次に、2 ページのイ 学級減を御覧ください。令和7年度は合計11校11学級の減を行います。対象校につきましては以前学級増を行った学校で、令和7年度も同規模で募集を行った場合、学校全体の学級数がさらに増加することとなり、施設の許容量を超えてしまうという理由から学級減を行うもの、また地域バランスや入学者選抜の状況を踏まえて学級減を行っているものです。

以上により、全日制課程では令和6年度と比べて8学級の減となります。

次に、2 定時制課程です。

まず(1) 募集概要を御覧ください。令和7年度に募集を行う学校数は、学年制で

35校、単位制で18校の53校でして、令和6年度と比較して学年制で1校減、単位制で1校増となっています。

募集人員は、学年制は60人減の1,260人、単位制は210人増の3,290人で、定時制全体では150人増の4,550人となっています。

この増減につきまして具体的な内容を説明します。(2) 募集停止を御覧ください。昨年度の募集人員を付議した際に、令和7年度の募集停止予定校として説明しましたとおり、都立高校改革推進計画に基づき、立川高校の定時制課程を募集停止します。これにより2学級60人の減となります。

次に、(3) 新設を御覧ください。こちらも都立高校改革推進計画に基づき、チャレンジスクールの立川緑高校を新たに開設します。これにより180人の増となります。

次に、3ページの(4) 募集人員の増についてです。こちらも都立高校改革推進計画に基づき、砂川高校について30人の募集人員の増を行います。以上により、定時制課程では令和6年度と比べて150人の増となります。

次に、(5) 在京外国人生徒等対象の募集人員についてです。在京外国人生徒等対象の入学者選抜につきましては、これまで全日制課程8校で実施してまいりましたが、令和7年度より新たに昼夜間定時制高校である一橋高校、浅草高校、荻窪高校、砂川高校の4校において、各校20人の計80人として在京外国人生徒等対象の入学者選抜を実施します。

次に3 通信制課程です。

まず、(1) 募集概要についてです。令和7年度に募集を行う学校数は3校で、令和6年度から増減はありませんが、募集人員は535人で40人の増となっています。

(2) 募集人員の増を御覧ください。都立通信制課程の応募者数が増加傾向にあることから、新宿山吹高校において、第1学年相当を30人、第2学年相当以上を10人、計40人の募集人員の増を行います。

続いて、4ページのⅡ 中学校及び中等教育学校です。

まず、1 募集概要についてです。令和7年度の募集学級及び募集人員は、中学校・中等教育学校合わせまして41学級の1,640人となっており、令和6年度と変更はありません。

次に、3 男女合同定員についてです。都立中学校及び都立中等教育学校の一般枠募集の募集人員は、昨年度の募集人員を付議した際に説明しましたとおり、男女合同定員とします。

続いて、Ⅲ インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査に係る募集人員です。こちらは昨年度と同様に、第一次募集を実施する都立高校の全日制課程及び定時制課程と、都立中学校及び都立中等教育学校において、募集人員の中に内数として罹患者等に対する募集人員を設けるものです。なお、各校における募集人員は、措置申請者数と応募倍率に応じて定めるものとしています。

続いて、Ⅳ 令和8年度入学者選抜における主な変更点（予定）を御覧ください。こちらについては、受検生の影響を考慮し、現時点における変更点の予定を明らかにするものです。

まず、1 全日制課程及び定時制課程の高校における分割募集についてを御覧ください。これまで全日制課程普通科18校、工業科2校、体育科1校の計21校では、前期・後期の2回に分けて生徒を募集していました。次年度の令和8年度入学者選抜から、全日制課程の高校においては分割募集を廃止し、第一次募集期間のみの募集とする予定です。なお、分割募集の廃止につきましては全日制課程のみとし、昼夜間定時制高校においては引き続き分割募集を実施する予定です。

次に、2 通信制課程の高校における前期選抜及び後期選抜の実施についてを御覧ください。通信制課程の高校の学力検査に基づく選抜は、現在4月に実施していますが、次年度の令和8年度入学者選抜から全日制と定時制が第一次募集を行う2月の日程と同じ日に前期選抜を、これまでの4月の日程を後期選抜として実施する予定です。なお、前期選抜及び後期選抜の募集人員については別途定める予定です。

次に、5ページの令和8年度募集停止予定校を御覧ください。こちらは令和8年度に募集停止を予定している学校を、受検生の影響を考慮し、1年前の現在の段階で明らかにするものです。先ほど付議しました都立高校におけるチャレンジサポートプランに基づき、6校の定時制課程について令和8年度に募集を停止する予定です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見がありましたらお願い

します。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。全体としては特に異論はないのですけれども、1点確認です。先ほどの定時制、5ページ目の6校の定員は、内数で定時制課程、2ページ目の募集概要の次年度4,550人の何人分ぐらいの話をしておられるのかはわかりますか。4,550人のうち、この七つは8年度から募集停止を予定するということは、7年度は募集をしますか。

【都立学校教育部長】 2月に行う募集は行われます。

【宮原委員】 その定員は、内数で何割ぐらいなのかがわかりますか。分からなければ、別途教えてください。

【都立学校教育部長】 定員としては、定時制は今、1学級30人になっていますので、募集停止校について今年度は全て1学級になっているので、210人となります。

【宮原委員】 その内数でということになっていますと。分かりました。それらも含めまして、これはどのようにしっかりと中学生が理解できるように行っていきますか。今まで以上の何か説明や周知徹底できるのかだけを教えてください。

【都立学校教育部長】 入試制度の改正や募集人員につきましては、この後中学校の進路指導担当の校長会や、さらには各学校の説明会などを予定していますので、確実に生徒、保護者、中学校の先生に情報が伝わるように、しっかりと行っていく予定です。

【宮原委員】 今回、新しくものづくり工学科という形で、新しい名称で募集をする高校がありますし、増減も一部ある高校もあります。また、将来に向けての予定も変わる高校もありますので、かなり丁寧に、当事者である中学生がきちんと理解をして選択できる形での周知徹底を是非お願いします。

【都立学校教育部長】 今まで以上にしっかりと説明には取り組んでまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 新設の立川緑高校、ここで質問することではないかもしれませんが、来年度の定員は180人でしょうか。この180人という数で、あのエリアのニー

ズをカバーし切れそうという見立てなのか、むしろこれだとほかの高校と比べると少し定員が少なめなので、別の要因なのか、この辺りの人数の決め方というか、考え方について、これで多くの人が、希望する人が入れる状況なのかなど、その辺りについてお聞かせいただければと思います。

【都立学校教育部長】 立川緑高校は新たに多摩地区で初となるチャレンジスクールとなっています。これまでチャレンジスクールは6校ありましたが、多摩地区では存在しなかったもので、今回新たに開設することによって、今6校のチャレンジスクールの応募倍率が1倍を超える状況になっていますので、そのことも踏まえて、新たに多摩地区に設置して、可能な限り増えている不登校生徒を受け入れるという形で設計をしているところです。最終的に、その結果で全部希望する生徒を受け入れることができるかどうかについては、我々としてはほぼそのような見込みは立ってはいないので、そこは最終的にやってみないと分からないということです。

ただ、その検証を踏まえて、また様々な施策に反映をさせていく形になります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見がありませんようですので、本件につきまして原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきまして原案のとおり承認をいただきました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月14日（木）午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 次に今後の日程について、教育政策担当課長からお願いします。

【教育政策担当課長】 次回の定例会は、11月14日午前9時30分より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】 ただいま説明のありましたとおり、次回の教育委員会につきましては、11月14日の午前9時30分から開催としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

それでは、次回は11月14日の午前9時30分からとなりますので、お間違いのないようをお願いします。

日程そのほかに、何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時6分)